

十市監委第 110 号
令和 5 年 2 月 15 日

十和田市長 小山田 久 様

十和田市議会
議長 石橋 義雄 様

十和田市監査委員 久保 光造

十和田市監査委員 岩間 貴

令和 4 年度財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した令和 4 年度財政援助団体等監査の結果について、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和4年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

2 監査の対象

財政援助団体等のうち、次の補助団体及び指定管理者が管理する次の施設を監査対象とした。
なお、令和3年度の事務事業を監査対象とした。

(1) 補助金

対象事業名	補助金額(円)	事業主体	所管課
十和田市農業用ドローンオペレーター育成支援事業	1,750,000	農業者及び農業法人(補助件数18件)	農林畜産課
十和田市グリーンツーリズム推進事業	650,000	十和田農業体験連絡協議会	とわだ産品販売戦略課
十和田市消費者の会事業	59,000	十和田市消費者の会	まちづくり支援課

(2) 指定管理

公の施設の名称	指定管理料(円)	指定管理者	所管課
十和田市宮宇樽部キャンプ場	※	合同会社十和田湖ガイドハウス権	商工観光課

※業務基準書において、市は指定管理者に指定管理料を支払わないこととし、利用料金収入が基準額を上回った場合は、基準額超過分の50%を市へ納入することを定めている。

3 監査の主な着眼点

財政援助団体等のうち、本市が補助金を交付している団体及び公の施設の管理を行わせている指定管理者について、出納その他の事務執行が補助目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、次のとおり監査を実施した。

(1) 補助金

- ① 補助金の交付目的、補助対象事業の内容が明確か。
- ② 補助金の交付手続きが適正に行われているか。
- ③ 補助団体への指導監督が適切に行われているか。
- ④ 出納関係帳票等の整備及び保管は適正に行われているか。

(2) 指定管理

- ① 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ② 協定書等の締結が適正に行われているか。
- ③ 管理に関する経費の算定、納入に係る手続き等が適正に行われているか。
- ④ 事業報告書の点検は適切に行われているか。

4 監査の主な実施内容

財政援助団体等監査は、十和田市監査基準に準拠し、次により実施した。

- (1) 事前に補助団体及び指定管理者並びに所管課から資料、諸帳簿、書類等の提出を求め、関係帳票、証拠書類との照合を行うなど、事務局職員による書面監査を実施した。
- (2) 事業主体事務局及び関係職員から事務事業の概要の説明を受けるとともに、監査委員による質疑応答を行った。

※十和田市農業用ドローンオペレーター育成支援事業主体の聴取は、農業者2名と農業法人1団体とした。

5 監査の期間

令和4年12月13日から令和5年2月15日まで(聴取日：令和5年1月27日)

6 監査の結果

財政援助団体等監査の結果、事務の処理はおおむね適正に処理されていることが認められた。
なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員に対して改善又は検討を要望した。